

事業主殿

東京都自動車整備健康保険組合  
(公印省略)

## 短時間労働者の適用拡大について

平素より当健保組合の事業運営には、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
さて、標記のことにつきましては、「けんぽたより7月号」に掲載させていただいておりますが、令和6年10月1日から下記のとおり短時間労働者にかかる健康保険・厚生年金保険の適用要件が変更になります。

新要件の特定適用事業所（被保険者数が50人を超えることが見込まれる企業等）に勤務する短時間労働者について下記の新要件に該当した場合は、令和6年10月以降、速やかに短時間労働者の加入手続きをお願いいたします。

### 記

従来			令和6年10月～		
要件		適用基準	要件		適用基準
1	企業規模要件	従業員数101人以上	1	企業規模要件	従業員数 <b>51人以上</b>
2	賃金要件	月額8.8万円以上	2	賃金要件	月額8.8万円以上
3	労働時間要件	週の所定労働時間20時間以上	3	労働時間要件	週の所定労働時間20時間以上
4	勤務時間要件	2ヶ月を超える雇用の見込みがある	4	勤務時間要件	2ヶ月を超える雇用の見込みがある
5	学生除外要件	学生でないこと	5	学生除外要件	学生でないこと

※ 令和6年9月上旬に日本年金機構より新たに特定適用事業所の要件に該当することが見込まれる適用事業所に対して、「特定適用事業所該当事前のお知らせ」が送付される予定です。

問い合わせ先

TEL (代表) 03 (3432) 2401

業務課宛